2012.5.24

復興支援募金運用要綱

第1条　本要綱は、東日本大震災スポーツ復興支援を目的とした募金の運用について定める。

第2条　募金が合計 30 万円に達する毎に、岩手、宮城、福島の 3 県に 10 万円ずつ寄附する。

第3条　会員からの提案を受け、寄付先を復興支援事業委員会で決定し、常務理事会に報告する。

第4条　会員から提案がない場合は、各県のスポーツ団体、例えば、体育協会や高校体育連盟などに寄附する。

第5条　提案が採択されれば、提案した会員が交渉や受け入れ手続きを担当する。

第6条　受け入れ手続きが整い次第、交付し、交付先から受領書を受け取る（物品購入などの実際に執行した領収書は不要とする）。

第7条　交付先からの報告書（A4一枚、写真付き）の提出後、本連合ホームページで公開する。

付則
1．この要綱は平成24年5月24日より施行する。